総務常任委員会視察報告書

総務常任委員会委員長　　若尾 敏之

１　日　　に　　ち	平成２９年１０月３１日（火）　　９時３０分～１１時３０分
２　視　　察　　先	大阪府　：　大東市
３　参　　加　　者	委 員 長：若尾敏之　　副委員長：森　　厚 委員：渡辺泰三、寺島芳枝、若林正人、安藤英利、加納洋一、石田浩司 総務部長：打田浩之　　議会事務局書記：加藤文恵
４　調　査　内　容	大東市市有財産（公有財産）利活用基本方針
５　所感、主な質疑の内容、提言事項、課題等	大東市は大阪市の東側、ＪＲ大阪駅から２５分の場所に位置し、大阪からは平地でつながっている（中央線沿線でいうと春日井市あたりである）。人口は１２万人強と多治見と同程度だが、面積が 18.27 ㎡と多治見の１／５しかなく、枚方同様人口密度は多治見の約５倍である。ちなみに名称は「だいとうし」である。 大東市はかつて「財政再建団体」転落の危機に直面し、市民サービスを停滞させるに至り、平成 16 年度に「大東市行財政改革プラン」、平成 22 年度に「大東市行財政改革プランⅡ」を、平成 27 年度に「大東市行政経営改革指針」を策定し、安定かつ健全な行財政運営を進めている。職員数の削減、給料の削減はもとより、公共施設のあり方、土地開発公社の経営健全化、国民健康保険特別会計の累積赤字の解消等、様々な課題解消に取り組んでいる。その結果、土地開発公社を解散し、その財産を市有（公有）財産とした。また、小学校を 15 校から 12 校へ統廃合を行い、３校を廃校とし、傾斜地に建っていた老人福祉施設も老朽化に伴い廃止するなどした。こうした努力により、未利用不動産が増える結果となり、そういった不動産も踏まえ、今後の市有（公有）財産の利活用をどのようにしていくかを平成 28 年度に「大東市市有財産（公有財産）利活用基本方針」を策定し、今後はこの方針に基づき具体的な取り組みを進めていこうとするものであります。 市有財産のあり方については、行政財産に対する有効利用の考え方として、民間の活力、アイデア等を活用し、公益的貸付や公益的売却などに取組み、地域の活性化に寄与できるように進めている。公益貸付・公益売却とは、公益性を目的とした事業の為に貸付・売却されるもので、契約時にその旨を明記し、その利用状況が逸脱した場合は、契約解除及び買戻特約などの条件を付したものである。 普通財産に対する有効利用の考え方についても、民間の活力、アイデア等を活用するとともに、単純貸付や単純売却を進めている。 公有財産の有効利用における税外収入について、いわゆる新たな財源確保については、駐車場としての貸付や自販機設置（証明写真）はもとより、案内看板等への広告収入にも積極的に取り組んでいる。ま

	た、これらについても民間の活力、アイデア等の活用を進めていく。 　新たな公有財産台帳システムの整備と基本方針作成後の条例・規則・要綱等の制定・改正等については、特に必要とは認められず、行っていない。 　大東市においては、「財政再建団体」転落への危機に直面し、いち早く行財政改革に取り組み、課題を抱えながらも市民サービスの停滞を招かないよう、小学校跡地は歴史資料館や図書館として地域の公益性を高め、まちづくり会社へ貸与するなど民間の活力を利用している。開発公社の土地は、民間病院の誘致に活用できないかと模索し、現在ある公共施設については、老朽化及び不便な市役所を除き、30年から40年の延命措置を取り、この間で今後の施設のあり方を検討していく。市役所の新築についても、民間の活力・アイデア等を取り入れた複合施設にするべく模索しているところなど、大いに勉強させていただきました。 　大東市の視察においても、多治見市の遅れが気になりました。枚方市同様、対策をいかに早く打ち出すことが大切であることを再度教えて戴く形となりましたので、今後の議論に反映させていきたいと思います。
6　写　　真　　等	 視察の様子 大東市役所入口付近

※視察先１件に１枚作成すること。